

日本スーパーマーケット協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和6年3月8日

一般社団法人日本スーパーマーケット協会

1. 令和5年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和5年10月17日～12月8日
- ・ 調査企業：日本スーパーマーケット協会の会員企業 75社
を対象（前年度76社）
- ・ 回答企業：7社（前年度13社）
- ・ 回答率：9.3%（前年度17.1%）

1. 令和5年度フォローアップ調査結果（概要）

概観(改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載)

- ✓回答した全ての企業で、仕入先との価格改定に関する協議の頻度が増加している。
- ✓「労務費の変動」「原材料価格の変動」「エネルギー価格の変動」を反映し、価格の決定ができています。
- ✓原価低減要請・利益提供の要請については、業務効率化に関する提案や、発注量を増やす等、別の形でコスト負担をしたうえで、取引先へ要請をしている企業が半数以上であった。一方で、実施していないという企業もあった。
また、不合理な原価低減要請や不当な利益提供要請の実施は、当然のことながらなかった。
- ✓全ての企業で契約書の内容を把握していると回答。
- ✓下請代金の支払いでは、手形取引はなく、すべて現金払いとなっている。
- ✓知的財産を含む取引においては適正な取引がなされている。
- ✓働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。
- ✓短納期発注や急な仕様変更などは行っていない割合が半数以上であり、行った場合についても適正なコストを負担している。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

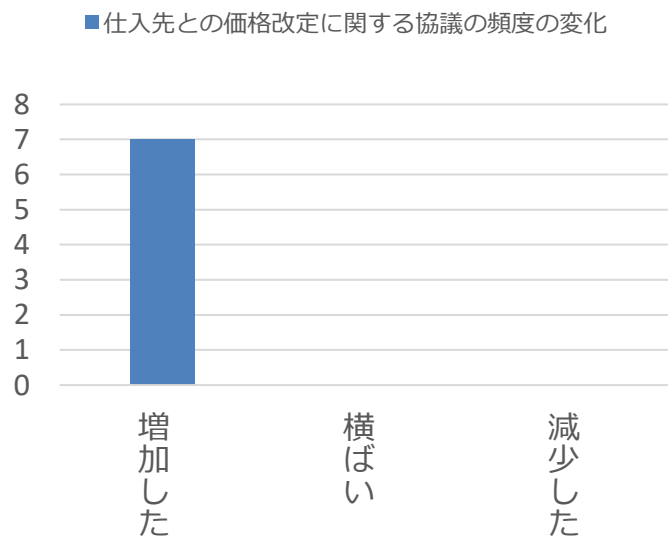
重点課題に対する取組①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

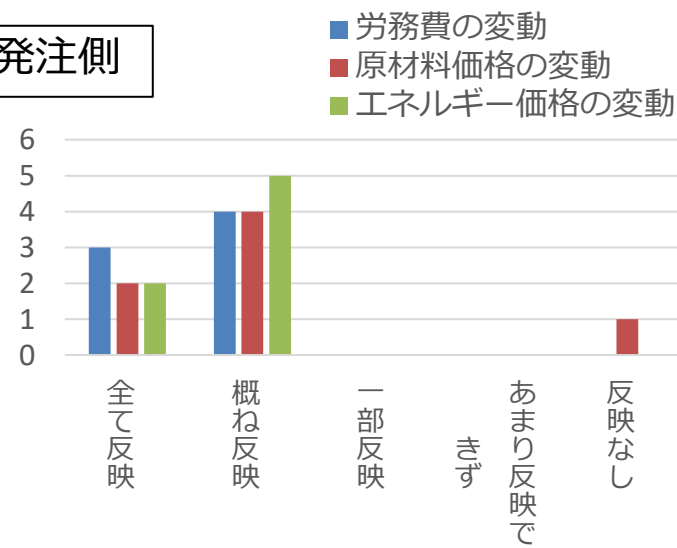
- ・コスト全般について、すべて反映したまたは概ね反映されている、との結果であった。
- ・回答した全ての企業で、仕入先との価格改定に関する協議の頻度が増加している。
- ・「労務費の変動」「原材料価格の変動」「エネルギー価格の変動」を反映し価格の決定ができています。

設問. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況

発注側



発注側



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・役員会での経営トップに対する公正取引委員会講演会の開催と情報提供。
(令和6年度は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について講演いただきます)
- ・総務・消費者委員会での講演会・意見交換による課題共有と適正取引について担当部門への重層的アプローチ。
- ・価格交渉促進月間の取組を会員企業に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、パートナーシップ構築宣言について、ホームページ、メーリングリストも活用し、更なる周知啓蒙を行なう

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

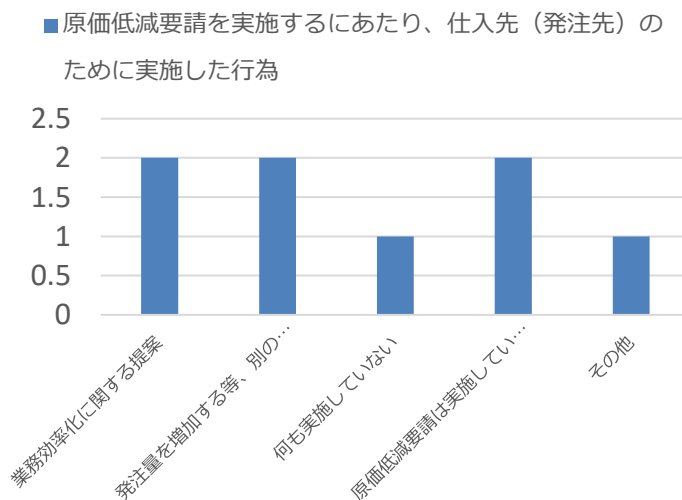
重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【分析結果・今後の課題】

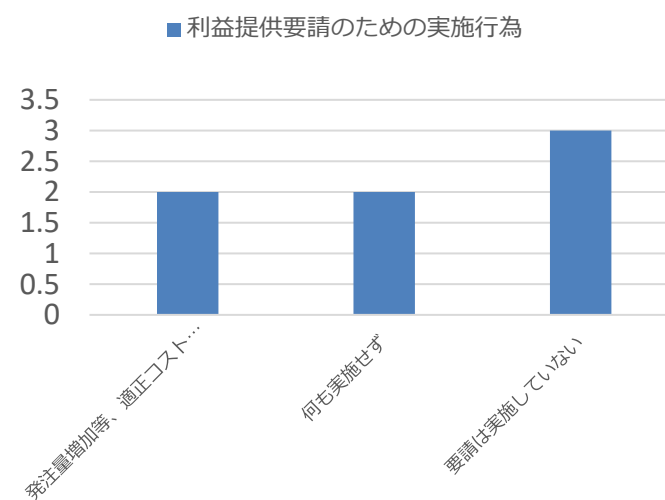
- ・ 原価低減要請・利益提供の要請については、実施していない企業もある
- ・ 原価低減要請にあたり業務効率化に関する提案や、発注量を増やす等、別の形でコスト負担をしたうえで、取引先へ要請をしている企業が4社と半数以上
- ・ 不合理な原価低減要請や不当な利益提供要請の実施は当然のことならなかった。

設問. 仕入先に対する原価低減 / 利益提供要請の実施状況

発注側



発注側



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 役員会や総務・消費者委員会における講演や、適正取引に対する情報提供、パートナーシップ構築宣言の啓蒙、自主行動計画の周知徹底などを継続し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請が今後も起こらぬよう注意喚起を行っていく。
- ・ 引き続き、自主行動計画、大規模小売業告示、小売業の適正取引推進ガイドラインなどの遵守と、取引先との十分な協議について、注意喚起と周知啓蒙を行っていく。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

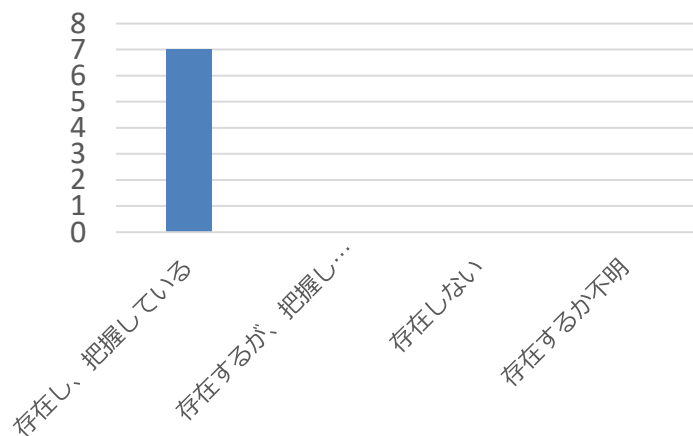
重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・全ての企業で契約書の内容を把握していると回答。
- ・下請代金の支払いでは、手形取引はなく、現金払いとなっている。

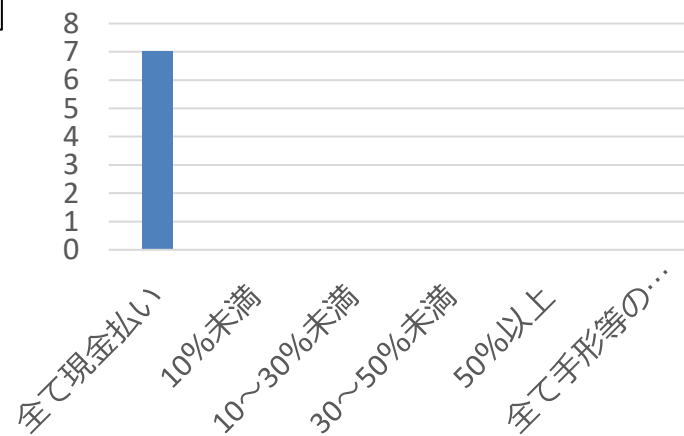
設問. 契約書等の書面の存在と内容の把握状況 / 下請代金を手形等で支払っている割合

発注側



■ 契約書等の書面の存在と把握

発注側



■ 手形で支払っている割合

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

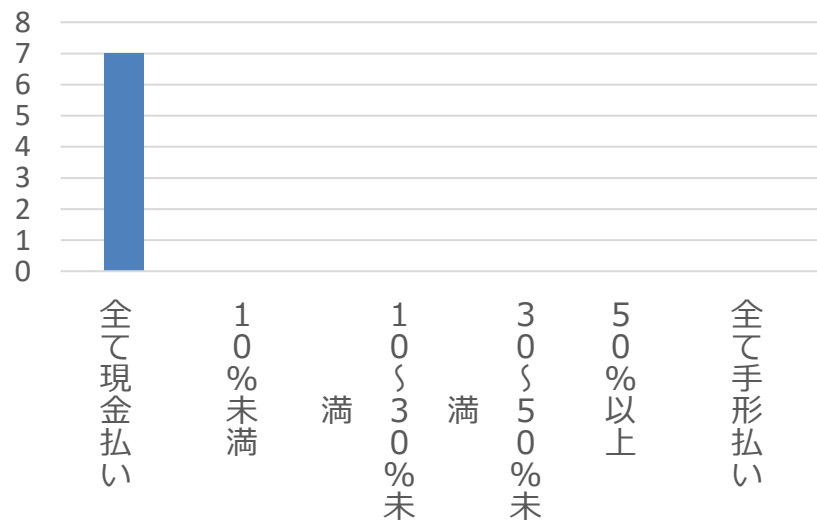
【分析結果・今後の課題】

- ・ 全て現金払いであり、手形を使用している企業はない。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 2026年までの約束手形の利用の廃止について会員企業に対し、引き続き周知を行う。

発注側



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④型取引

型取引が発生する取引はない。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組⑤知財、⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

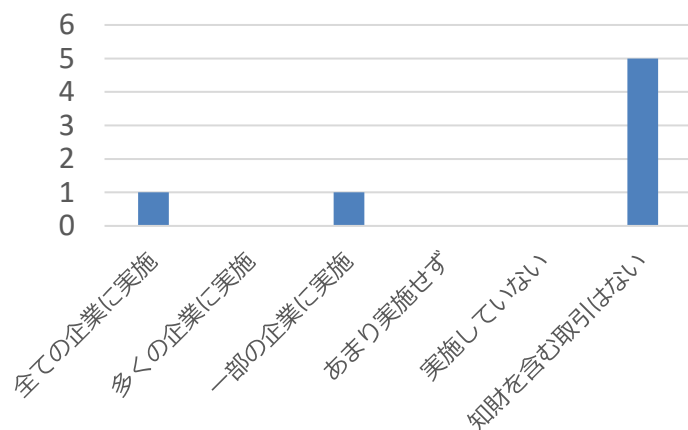
- ・ 知的財産を含む取引においては適正な取引がなされている。
- ・ 働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 働き方改革の進展により適正なコスト負担を実現する仕組みがより一層求められることが想定され、協会としても情報の収集、情報提供などフォローを行っていく。

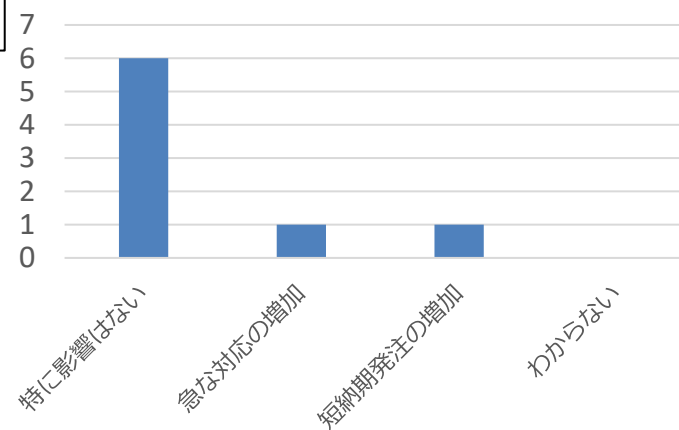
設問. 知的財産権を含む適正な取引の実施 / 働き方改革にともなう適正なコスト負担

発注側



■ 知財を含む適正取引を実現するための取組

発注側



■ 働き方改革に関する仕入先への影響

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

1. 会員社トップへの公正取引委員会講演会の開催と情報提供
・令和6年度は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
2. 総務・消費者委員会での講演・意見交換による課題共有と適正取引について、トップだけでなく担当部門へも実施する。
3. 半期に1度会員企業への自主行動計画の再送付、ホームページの再案内
・回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨説明含む
4. 価格交渉促進月間の取組を会員企業に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、パートナーシップ構築宣言について、ホームページ、メーリングリストも活用し、更なる周知啓蒙を行なう
5. 適正取引に関する各所管庁からの情報の周知提供

(参考) パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数： 7 5 社（うち、資本金 3 億円超の大企業 3 2 社）
- ・ 宣言企業数： 1 6 社（うち、資本金 3 億円超の大企業 1 0 社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合： 2 1 . 3 %
- ・ 資本金 3 億円超の大企業に占める宣言企業の割合： 3 1 . 3 %

【今後の取組】

パートナーシップ構築宣言について、ホームページ、メーリングリスト等も活用し、更なる周知啓蒙を行なう